

第 20 回アジア競技大会・第 5 回アジアパラ競技大会アクセシビリティ・ガイドライン
検討会設置要綱

(目的)

第 1 条 第 20 回アジア競技大会・第 5 回アジアパラ競技大会（以下、「両大会」という。）の開催に向けて、両大会がすべての人にとって安全、安心、快適な大会とするため、大会運営に係るアクセシビリティ・ガイドラインを専門家や当事者、関係者とともに検討し、策定することを目的に、「第 20 回アジア競技大会・第 5 回アジアパラ競技大会アクセシビリティ・ガイドライン検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(主催)

第 2 条 検討会の主催者は次のとおりとする。

愛知県
名古屋市
公益財団法人 愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

(構成)

第 3 条 検討会は、別表に定める委員で構成する。

(会議の運営)

第 4 条 検討会の運営は次のとおり行う。

- (1) 検討会には座長、副座長を置き、座長が検討会を統括し、検討会の進行にあたる。
- (2) 座長、副座長は、委員の中から主催者があらかじめ指名する。
- (3) 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する副座長がその職務を代理する。
- (4) 委員が検討会に出席できないときは、所属する団体から自ら指名する者を代理として出席させることができる。
- (5) 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (6) 座長は、必要があると認めるときは、愛知県及び名古屋市の関係部署の職員、その他関係行政機関の職員並びに委員以外の関係を有する者をオブザーバーとして参加させることができる。

(会議の公開)

第 5 条 検討会は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することにより、会議の円滑な運営に著しく支障があると認められ、座長が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合は、この限りではない。

2 検討会の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第 6 条 検討会の事務局は、愛知県スポーツ局アジア・アジアパラ競技大会推進課、名古屋市総務局総合調整部アジア・アジアパラ競技大会推進室及び公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会経営企画課パラ総括室に置き、代表事務局は、公益財団法人 愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会経営企画課パラ総括室とする。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 15 日から施行する。

第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会アクセシビリティ・ガイドライン検討会委員

阿部 一彦	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会 会長
磯部 友彦	中部大学 教授【座長】
伊藤 則子	パラアスリート（中日新聞社）
岩間 康治	社会福祉法人名古屋ライトハウス（情報文化センター） 所長
江崎 英直	特定非営利活動法人愛知県精神障害者家族会連合会 会長
大槻 洋也	至学館大学 教授【副座長】
岡田 ひろみ	特定非営利活動法人愛知県自閉症協会・つぼみの会 副理事長
加賀 時男	一般社団法人愛知県身体障害者福祉団体連合会 会長
金子 芳博	社会福祉法人愛知県盲人福祉連合会 会長
笹川 純子	社会福祉法人名古屋市身体障害者福祉連合会聴覚言語障害者情報文化センター 所長
佐藤 聡	特定非営利活動法人DPI日本会議 事務局長
谷口 政博	愛知県障害者スポーツ指導者協議会 副会長
辻 直哉	社会福祉法人AJU自立の家 常務理事
中井 恵美	特定非営利活動法人子育て支援のNPOまめっこ 理事長
橋井 正喜	社会福祉法人名古屋市身体障害者福祉連合会 会長
濱田 智恵実	社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会 副理事長
平松 哉人	公益財団法人愛知県老人クラブ連合会（社会福祉法人愛知県社会福祉協議会福祉生きがいセンター） 所長
廣瀬 誠	パラアスリート（愛知県立名古屋盲学校）
水野 樹里	一般社団法人愛知県聴覚障害者協会 事務局長
三宅 克己	一般社団法人日本パラリンピアンズ協会 理事
村井 裕樹	日本福祉大学 准教授【副座長】
柳原 康来	愛知障害フォーラム（ADF） 事務局次長

（五十音順、敬称略）